

恵庭市まちづくり 基本条例について

恵庭市企画振興部 企画課

H30.4.27 第1回恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会



1

はじめに (1)

恵庭市の自治運営のための基本的な理念、原則、それを実現して行くための仕組みを条例化。

- ・ 一般的に自治基本条例と言われる。
- ・ 自治体の憲法とも言われる。



2



はじめに(2)

【背景】

①地方分権一括法（2000年）

- ・「地方分権」の推進により国と地方の関係が変化
- ・「機関委任事務制度」廃止～以前は国から委任されて「国の機関」として事務処理
- ・上下・主従の関係、から国と対等・平等の関係に変化

- ◎ **地方自治体には自己決定・自己責任による自主・自立的な運営が求められるようになった**

3



はじめに(3)

【背景】

②社会環境の大きな変化

- ・情報の高速化
- ・市民ニーズの多様化
- ・人と人のつながりコミュニティの希薄化

- ◎ **自治体の主体性のもとで、市民と共に考え、決定し、行動していく新しい形の行政運営が求められるようになった。**

4

まちづくり基本条例とは？



市民・議会・行政がお互いに情報を共有して、

それぞれの役割と責任を明らかにしながら

協働でまちづくりを進めるための

基本的な理念や決まり（ルール）を定める
条例のこと。

5

「まちづくり」とは？



<条例第2条第3号>

施設整備ばかりでなく、愛情と温もりのある家庭、市民団体の自由活発な活動や町内会活動など地域における思いやりや支え合い、家庭や学校と地域が一体となった子育てなど、市民が快適で幸せに暮らすためのすべての活動をいいます。

6

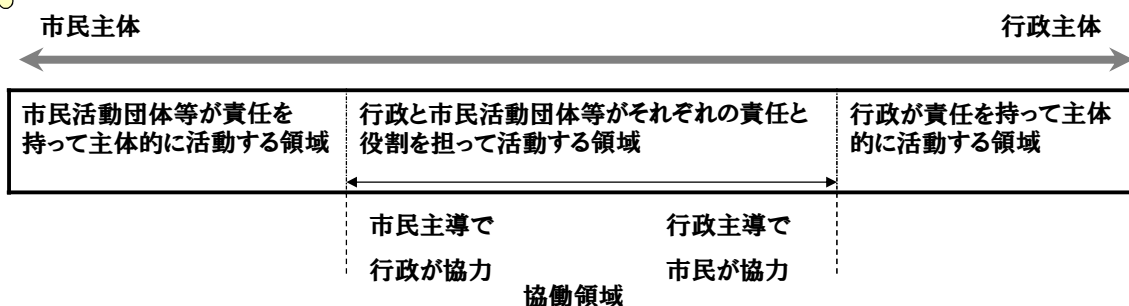


協働とは？

協働とは？

さまざまな人たちが、共通の社会目的の達成のため、それぞれの能力や特性を生かしながら、自主的に、対等の立場で「協力して」ともに活動すること。

市民と行政の協働の領域

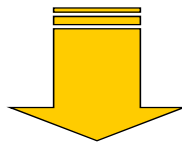


7

なぜ条例を作ったのか



- 市では、平成20年2月に「市民と行政の協働のまちづくり指針」を策定



社会情勢をめぐる変化に応じ、新たな地域課題を解決するために、行政と市民が協力できる範囲について、お互いに「協働」したまちづくりを進めていく考えを示したもの。

市ではこの指針に基づき、まちづくりを進めてきたが、さらにこの考えを明確にし、また力強く進めるために、「条例」という法形式を用いることにした。

8

条例づくりに どう取り組んだか（1）



- 平成23年9月、有識者として北海学園大学の教授を委員長に迎え、公募市民8人と市職員5人で構成する市民委員会として「恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会」を設置
- 市民委員会では、1年7ヶ月にわたり27回の委員会をはじめ、合わせて50回ほどの会議を開催し、条例素案について検討

9

条例づくりに どう取り組んだか（2）



- ワークショップ（まちづくりに関する参加者の意見交換会）やフォーラム（公開討論会）を計4回開催。
- 平成25年3月28日、条例の素案となる「提言書」を市長に提出。
市では条例素案の提言を受け、4月には4箇所地区説明会、パブリックコメント（意見公募）を実施

10

条例づくりに どう取り組んだか（3）



- 恵庭市議会^{（議会）}で条例素案について^{（審議）}審議（まちづくり基本条例特別委員会）
- 市民からの意見をお伺いする機会の提供（出前講座）



平成25年9月の第3回定例市議会^{（議会）}に^{（提案）}提案、^{（可決）}可決



平成26年1月1日 施行

11

条例が目指すもの

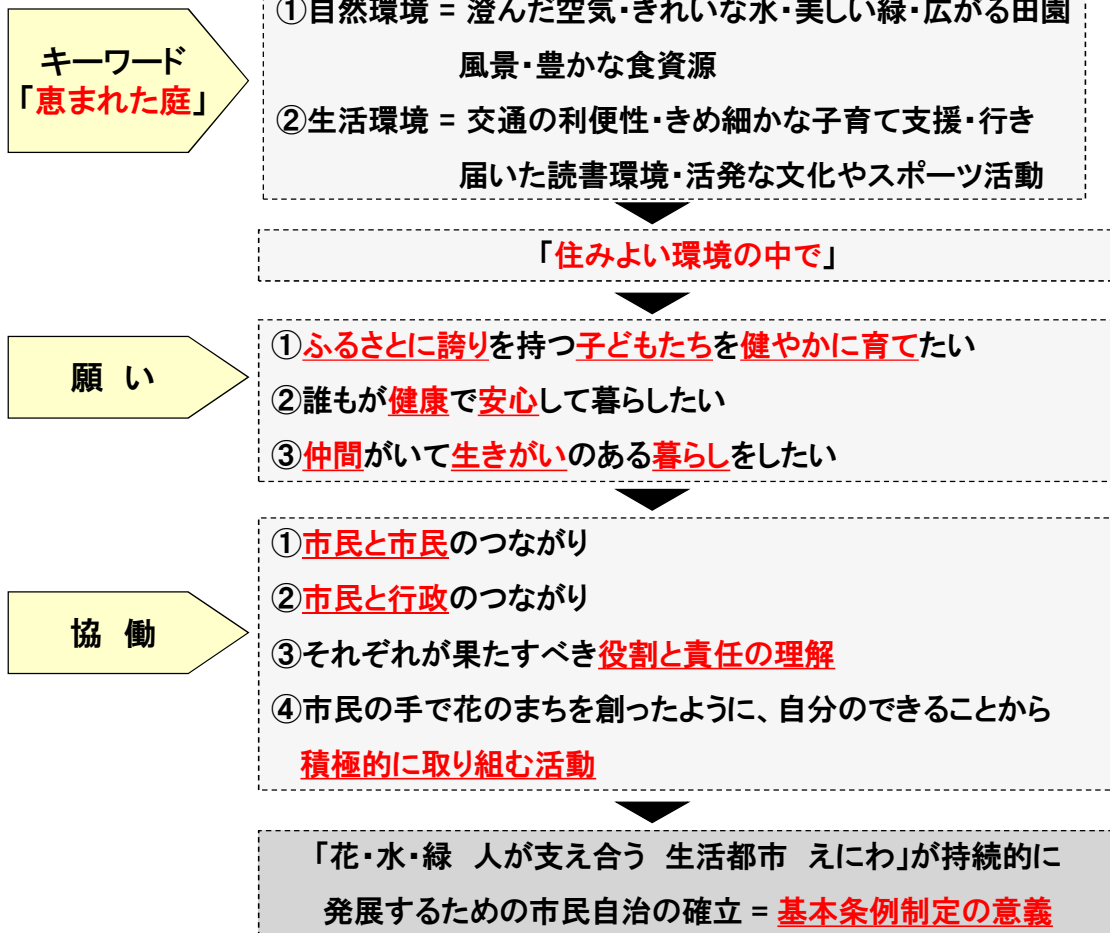


その趣旨は条例の「前文」で表現されています！

前文では、恵庭の地名である「恵まれた庭」をキーワードに、私たち恵庭市民の願いを実現する手法として、「花のまちづくり」を例に、「協働」によるまちづくりを目指すことを明らかにしている。

前文のイメージとは……？

12



13



条例の構成（1）

- 9章30条で構成。
市民、議会、市のそれぞれの役割や責務、協働のまちづくりのための基本原則や、市の行政運営のあり方について記述している。
- 恵庭市の特徴**
- 前文に歴史観を記述せず、未来志向の観点から簡潔に書き上げたこと
 - 「参加」のみならず、政策の企画段階からの「参画」する権利を保障することで市民と一体となったまちづくりを目指していること（第5条）

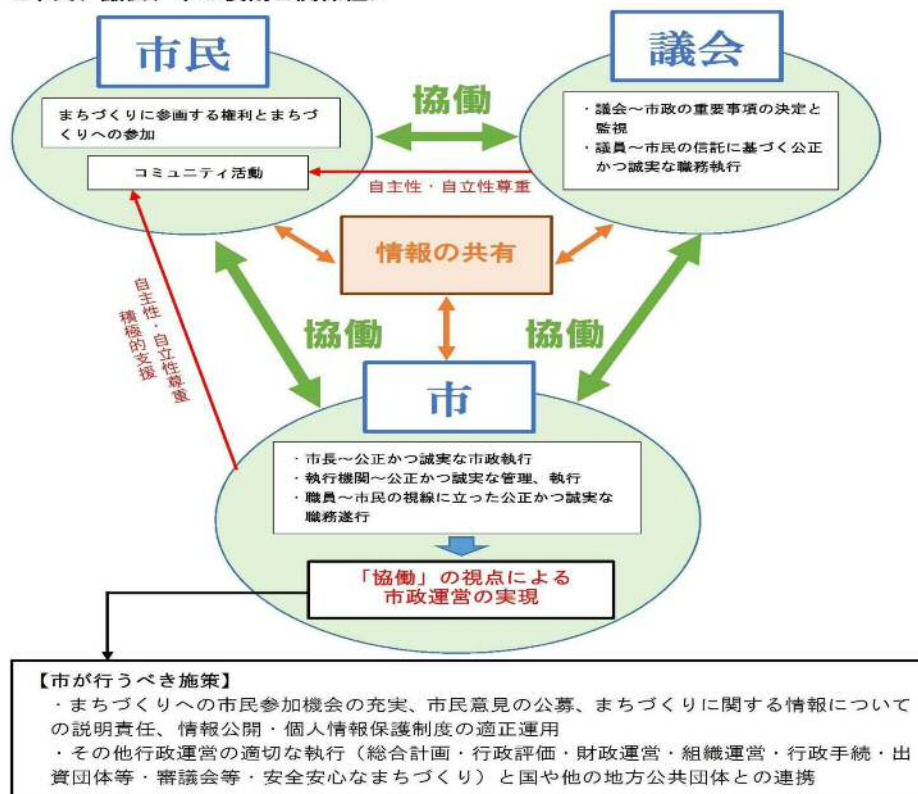
14



- 「コミュニティ」の規定をおいたこと、また、町内会などの「地域コミュニティ」がまちづくりに重要な役割を担っていること（第2条第6号、第14条）
- 職員の職務に対する姿勢を文言にあらわしたこと、管理職の規定を置いたこと（第11条）
- 条例の見直しについて、市民が参画する委員会を設置して行うことを明言していること（第30条第2項）

15

<市民、議会、市の役割と関係性>



16



条例の構成（２）



- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 市民（第5条・第6条）
- 第3章 議会及び議員（第7条・第8条）
- 第4章 市長、執行機関及び職員（第9条～第11条）
- 第5章 協働のまちづくり（第12条～第16条）
- 第6章 情報の共有（第17条～第20条）
- 第7章 行政運営（第21条～第28条）
- 第8章 国、北海道及び他の市町村との連携（第29条）
- 第9章 条例の見直し（第30条）

17

第1章 総則（第1条～第4条）



- 条例制定の目的と条例で用いる用語の定義（第1条、第2条）
- 条例の位置づけ（第3条）
⇒まちづくりの基本、条例の趣旨の最大限尊重
義務
- まちづくりの基本原則（第4条）
 - ①まちづくりの協働の原則
 - ②市民のまちづくりに参画する機会の平等な保障
 - ③まちづくりに関する情報の共有

18



第2章 市民(第5条・第6条)

- 市民の権利 (第5条)
 - ① 自由意思によるまちづくりへの参画の権利
 - ② 市が保有する情報の知る権利
- 市民の役割 (第6条)
 - 互いの尊重・協力によるまちづくりへの参加
(努力義務)

19



第3章 議会及び議員(第7条・第8条)

- 議会の役割と責務 (第7条)
 - ① 市の重要事項の決定と市の事務執行の監視、けん制
 - ② 調査研究と政策形成・立案機能の充実強化
 - ③ 市民意見の把握と議会情報の共有化による市民意思の反映
- 議員の責務 (第8条)
 - ① 公正かつ誠実な職務執行
 - ② 政策形成能力の研さんと倫理観と使命感をもった総合的な視点での判断

20

第4章 市長、執行機関及び職員(1) (第9条—第11条)



- 市長の責務 (第9条)
 - ① 恵庭の魅力発信と公正かつ誠実な市政執行
 - ② 市民意向把握と合意形成による市政運営
 - ③ 政策形成過程における市民が参画できる場の提供
 - ④ 職員の指導監督・人材育成と効率的で効果的な組織運営
- 執行機関の責務 (第10条)

所管事務の公正かつ誠実な管理と執行

21

第4章 市長、執行機関及び職員(2) (第9条—第11条)



- 職員の責務 (第11条)
 - ① 職員は、市民と共に考え、市民の気持ちに共感し、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。
 - ② 職員は、職務の遂行に必要な技術や能力が向上するよう自己研さんに努め、管理職員は、その所属する職員を指導し、育成に努めなければなりません。
 - ③ 職員は、まちづくりに関する専門的な知識及び能力を十分に発揮し、自らも市民として積極的にまちづくりに参加するものとします。

22

第5章 協働のまちづくり(1) (第12条―第16条)



- 市民参加の推進（第12条）
市民参加の推進と市民がまちづくりに参加できる機会の充実
- 協働のまちづくり（第13条）
 - ①市民、議会、市の相互理解と信頼関係にもとづく協働
 - ②市民の経験、知識・創造性を活かしたまちづくり
 - ③市民が自発的に市民活動に取り組めるような環境づくり

23

第5章 協働のまちづくり(2) (第12条―第16条)



- コミュニティ（第14条）
 - ①自由なコミュニティ形成と活動
 - ②コミュニティの自主性・自立性の尊重
 - ③コミュニティの形成・活動に対する積極的支援
 - ④地域コミュニティとの協働
- 市民意見の公募（第15条）
 - ①重要な政策決定にあたっての意見公募の実施
 - ②意見に対する意思決定と考えの公表

24

第5章 協働のまちづくり(3) (第12条—第16条)



- 住民投票（第16条）
 - ①住民投票の実施
 - ②選挙権を有する市民の住民投票実施の請求
 - ③住民投票結果の尊重

25

第6章 情報の共有(1) (第17条—第20条)



- 情報の共有（第17条）
 - ①市民、議会、市がまちづくりに関する情報を共有
 - ②まちづくりに関する情報の適正管理と積極的な提供
- 説明責任（第18条）

まちづくりに関する情報のわかりやすい説明

26

第6章 情報の共有(2) (第17条―第20条)



- 情報公開（第19条）
公文書の公開その他の情報公開の実施
- 個人情報の保護（第20条）
個人情報の適正な取り扱い

27

第7章 行政運営(1) (第21条―第28条)



- 総合計画（第21条）
 - ①総合的かつ計画的な市政運営実現のための基本構想等の策定
 - ②基本構想の議決
 - ③策定にあたっての情報提供と市民参加
 - ④達成状況などに係る進行状況の公表
 - ⑤他の計画との整合性

28

第7章 行政運営(2) (第21条—第28条)



- 行政評価（第22条）
 - ①効率的・効果的な事務執行のための行政評価の実施
 - ②評価結果の公表と行政運営への反映
- 財政運営（第23条）
 - ①中長期的な視点に立った健全な財政運営
 - ②総合計画との整合性や行政評価結果を踏まえた財源の効率的・効果的な活用
 - ③財政状況に関する情報の公表

29

第7章 行政運営(3) (第17条—第28条)



- 組織運営（第24条）
 - ①機能的な組織の編成
 - ②市の組織内における連携の緊密化と迅速・柔軟な業務遂行
- 行政手続（第25条）

行政運営の公正性の確保と市民の権利利益保護のための行政手続に関する共通事項の策定
- 出資団体等（第26条）
 - ①出資団体等に関する出資等の状況の公表
 - ②出資団体等や指定管理者が行う業務に対する指導・助言

30

第7章 行政運営(4) (第17条—第28条)



- 審議会等（第27条）
 - ①公募委員の参加等市民が幅広く参画できるための配慮
 - ②審議会等のあり方検討

- 安全で安心なまちづくり（第28条）
 - ①地域における安全意識の高揚と自主的活動促進
 - ・ 生活環境整備
 - ②危機管理体制の整備と災害に強いまちづくり

31

第8章 国、北海道及び他の市町村との連携（第29条）



- 国、北海道及び他の市町村との連携
 - ①国・北海道との連携
 - ②他の市町村との連携・協力関係の構築と共通課題の解決

32

第9章 条例の見直し（第30条）



- 条例の見直し
 - ① 5年を超えない期間ごとの見直しの検討
 - ② 検討等にあたっての市民委員会の組織化
 - ③ 検討等の結果の公表

33

条例制定後は・・・

条例の理解⇒知ってもらわないと意味が無い
⇒広報活動が重要

- ・市広報誌掲載
- ・市ホームページ掲載
- ・パンフレット配布（マンガを活用）
- ・新人職員研修
- ・小・中学校のふるさと教育との連携
（若草小・柏陽中）

・・・など



34

最後に

⇒定着化

市民と行政が協働でまちづくりを行うことは、
「1+1=2」だけではない、それ以上の無限の答えになる可能性を秘めています。



まちづくり のススメ

恵庭市まちづくり基本条例



きょうどう

恵庭市では、市民の皆さんと協働によるまちづくりを目指すため、平成26年1月 恵庭市まちづくり基本条例 を施行しました。でも、「まちづくり」って何をやるの？ 「協働」って何だろう？ そしてこの条例があることでもいいって何が変わるのか _____ ？ 私たちの **ふるさと恵庭** について、みんなで考えてみましょう。

これら3つの例に共通して言えることは、「市民だけでは出来ない事や手の届かない事」や、「行政だけでは出来ない事や手の届かない事」をお互いにお互い、協力し合っ
て一緒に「まちづくり」が行われたということです。
そう、つまりこれこそが…

協働
なのです！



市民と行政が協働でまちづくりを行うことは、『1+1=2』だけではない、それ以上の無限の答えになる可能性を秘めています。

「もっとここを良くして欲しいけれど…」

「行政がやってくれないから仕方がない」

(泣)

で終わらせず、自分たちのために少しでもだけ行動してみること。それが、

- ・仲間がいて生きがいのある暮らし
- ・みんな健康で安心できる暮らし
- ・ふるさとに愛着を持つ子どもを育てる

(^^)

につながると思っています。

私たちの「ふるさと恵庭」を、みんなで一緒に素晴らしいまちにしませんか？
それが、「恵庭市まちづくり基本条例」の思いなのです。

「まちづくり基本条例」の全文は、恵庭市のホームページで公開しています。

恵庭市まちづくり基本条例

検索

お問い合わせ

パンフレット制作

恵庭市 企画振興部 企画・広報課

カラビナの会

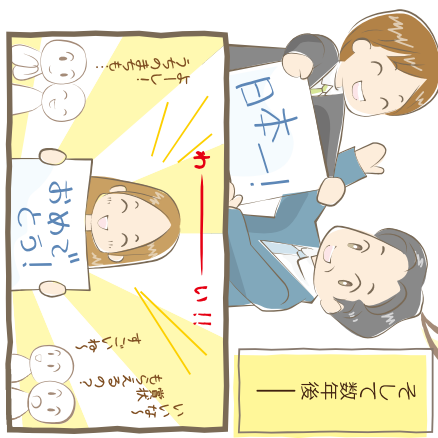
TEL 0123-33-3131

HP <http://fp-karabiner.seesaa.net>

Email kikakukouhou@city.enwa.hokkaido.jp

Email free-karabiner@gmail.com

表彰状！ お花が一番！！



そして数年後—



美しく飾られた
街並みは、
人々の生活に
ハじまり、
やがて
「私や...」と、
少しづつまの
中に花が埋も
ていきま
す。
行政も公共の施設を
花で飾る時、市民
と一緒に活動し、
花にまつる人々に
カーニバルとい
つ飾が広がりました。



市や雑誌で紹介
されるまちづくり、
それらの事例、
『花のまち』として
全国に知られるまでじ
なりました。

お花のまちづくり
いっしょに
いっしょに
お花のまちづくり
いっしょに
いっしょに
お花のまちづくり
いっしょに
いっしょに
お花のまちづくり
いっしょに
いっしょに

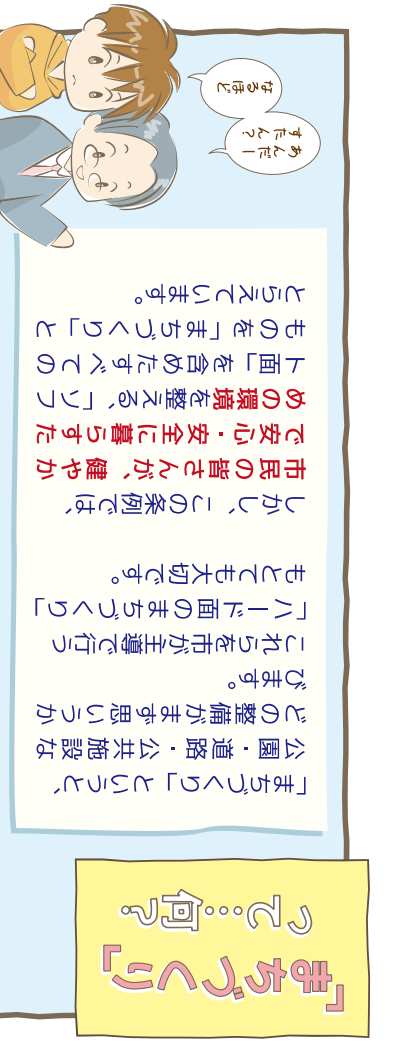
市民のアイ
デアが取り
入れられ、
花の飾が
広がった
「まちづくり」
に変わる
素晴らしい
事例です



小学生が親知を離れ、
地域の大人に見守られ
ながら、仲間と共同生活
を送る試み。

市民の参加価値が、
それぞれ好みの本を探し、
本を通じた会話を楽しむ
交流型図書館。

他にち...
まちづくり
図書館



しかし、この条例では、
市民の皆さんが、健やか
で安心・安全に暮らすた
めの環境を整える、「フ
ラッシュ」を含めたすべての
おのを「まちづくり」と
とらえています。

「まちづくり」として、
公園・道路・公共施設な
どの整備がまず思いつか
ず、
「ハード面のまちづくり」
これらを基幹で行っ
ても大切です。



「まちづくり」って
ハード面は整え
られます。
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり

ハード面は整え
られます。
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり



「まちづくり」って
ハード面は整え
られます。
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり

ハード面は整え
られます。
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり



「まちづくり」って
ハード面は整え
られます。
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり

ハード面は整え
られます。
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり
ソフト面は
まちづくり